

## 令和元年 第9回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和元年9月24日 午後6時30分						
開会日時	令和元年9月24日 午後6時30分						
閉会日時	令和元年9月24日 午後7時55分						
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室						
教育長	朝 倉 孝						
委員 出席 席 状 況	席 番	氏 名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴	出	主幹兼大井図書館長 橋本鶴人	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	主幹兼大井中央公民館長 内田徳子	出
	3	丸山 昇	出	教育総務課長 上原久和	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎直成	出
	4	茂井万里絵	出	学校教育課長 星野和久	出	主幹兼おどり学校総務センター所長 岡田 彰	出
				学校給食課長 川島美紀	出	文化・スポーツ振興課長 吉村敏世	出
				社会教育課長 岩崎明央	出		
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮		傍聴人数		0人		
<b>会 議 概 要</b>							
議 事 等							
第32号議案	令和2年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて（可決）						
第33号議案	学校給食費の改定の諮問について（可決）						
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市一般会計補正予算（第4号）について）（承認）						
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立西小学校大規模改造工事について）（承認）						
報告事項	ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について（承認）						
報告事項	文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会議及び文化財保護審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）（承認）						
報告事項	文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）（承認）						
報告事項	文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）（承認）						

報告事項	文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画（骨子案）について）（承認）
報告事項	ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について（承認）
報告事項	ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて（承認）
報告事項	令和元年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について（承認）
報告事項【追加】	ふじみ野市立図書館の会議室等の有料化について（承認）
(18時30分)	<p><b>○開会の宣告</b></p> <p>ただ今から、令和元年第9回定例会教育委員会会議を開催いたします。</p> <p><b>○会議録の承認</b></p> <p>まず始めに、第1回臨時会会議録と前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p> <p>各委員 (確認事項なし)</p> <p>教育長 特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>教育長 それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。</p> <p><b>○教育長からの報告</b></p> <p>教育長 2学期が始まり現在まで来ておりますが、先週の土曜日にすべての小学校・中学校において、運動会・体育祭が無事に終了いたしました。大きな怪我等の事故の報告はございませんでした。また、後ほど、各課・館長から細かな点を御報告させていただきます。</p> <p><b>○本日の議事</b></p> <p>教育長 それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案2件、報告事項10件ですが、議案の審議に入る前に、委員の皆様にご本日の審議方法等について3点お諮りしたいことがございます。</p>

	<p>まず1点目ですが、「ふじみ野市立図書館会議室等の有料化について」を追加の報告事項として議事に加え、報告事項を11件としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、「ふじみ野市立図書館会議室等の有料化について」を追加の報告事項とさせていただきます。</p>
教育長	<p>続いて2点目ですが、お手元の議案一覧のうち件数番号5番から9番の報告事項についてです。こちらにつきましては、議事の都合により、最初に報告したいと思います。</p> <p>また、これら5件は関連した内容であり、審議を円滑に進めるため一括審議とし、件数番号5番の報告事項から件数番号9番の報告事項の順に続けて説明を行い、質問については一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>では、件数番号5番から9番の報告事項は、最初に報告を受け、一括審議といたします。</p> <p>次に3点目ですが、件数番号10番と11番についても関連した内容ですので、こちらについても一括審議とし、説明・質問は一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>では、件数番号10番と11番の報告事項は、一括審議といたします。</p>
教育長	<p><b>○提案理由の説明</b></p>
教育部長	<p>では、教育部長から議案2件の提案理由の説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>(提案理由を説明)</p>
教育長	<p><b>○報告事項</b></p> <p>それでは、先ほどお諮りしたとおり、件数番号5番の報告事項「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について」から件数番号9番の報告事項「文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(骨子案)について)」を一括し、最初に審議するこ</p>

<p>社会教育課長</p>	<p>といたします。</p> <p>それでは、「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)について」を社会教育課長より、報告をお願いします。</p> <p>8月の定例教育委員会におきまして「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)」について社会教育課から趣旨を御報告し、この骨子案につきまして審議会、協議会などから意見収集を行ってまいりました。</p> <p>また、市では8月29日に市長から、文化振興審議会へ「ふじみ野市文化施設管理運営計画について」として諮問がなされました。</p> <p>当該会議でも意見収集を行い、9月末にこの骨子(案)を作成、2月に本編(案)を作成して最終答申を行う予定となっております。</p> <p>それでは、お配りしましたふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)を御覧ください。</p> <p>この骨子案につきましては、各審議会、協議会などで意見収集を行い、取りまとめ修正された骨子案となっております。</p> <p>教育委員会各審議会、協議会からの修正は赤字で反映し、文化振興審議会からの修正は緑字で反映されています。</p> <p>内容につきましては、本日御意見をいただき修正は可能でございます。</p> <p>なお、御審議いただき、御了承いただきました後は、文化・スポーツ振興課から明日開催されます文化振興審議会に提案されることとなります。</p> <p>それでは、文化・スポーツ振興課の吉村課長から全体を通しての説明と、「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)に対する文化振興審議会からの意見及び市の考え方」について説明をお願いします。</p>
<p>教育長 文化・スポーツ振興課長</p>	<p>それでは、文化・スポーツ振興課長より説明をお願いします。</p> <p>順番が少し不同となってしまいますが、ふじみ野市文化施設整備事業の概要を御覧ください。9月議会において、文化施設の整備事業という形で総額110億円程度の事業規模の予算を上程させていただきました。</p> <p>概要の左側の3の(1)を御覧ください。上福岡公民館・コミュニティセンターにつきましては、通常的设计、通常の大規模改修工事を行う従来方式で、右側の4番全体整備スケジュールでございますが、来年4月から約1年間休館して行う大規模改修工事を7億4千万円かけて実施します。</p> <p>それ以外を赤字でDBO方式と記入してあります。DBO方式について</p>

は、説明を表の下に記載させていただきました。設計から工事並びに維持管理、建物の保守管理を含めた維持管理を一括して行う方式です。施設の運営に関しては、指定管理か直営かという話になりますので、この業務には含まれておりません。

DBO方式として100.4億円を議会に上程させていただいている状況です。この100.4億円と7.4億円を合わせた約110億円の事業規模を進めるにあたって、今回、骨子案として配らせていただいたふじみ野市文化施設管理運営計画をしっかりと策定していかなければ、建物はできていても施設の中身については、何も伴っていないものとなってしまいます。今の時代、施設の整備についてはしっかりできると思いますが、そこに魂を入れたり、中身を充実させたりということとなりますと、この文化施設管理運営計画がどこまでしっかりまとまるのかが大変重要となります。

骨子案について、少しポイント等を説明いたします。16ページまではこれまでの取組についての記載となりますので、省かせていただきます。

17ページ、現在の課題となります。

(1) 社会教育・公民館では、専門的な職員の配置が必要である。ネットワークの形成が必要であるとしています。

(2) 文化芸術では、まだまだスタートしたばかりなので、これから施設の整備も含めて、内容も充実させていく必要があるとしています。

(3) 図書館では、基本的に立ち寄り型の施設ですので、滞在型利用も可能となるよう工夫することが必要である。学習面ですが、学習をする子どもたちに良い環境で学習できることが必要としています。

18ページ(4)として資料館についての記述をしています。

19ページ以降ですが、どのように実施していくのかという考え方です。19ページから27ページまでは、今までの事業をそのまま継続して実施していく計画なのか、新しい複合施設になることから、マルチで様々な事業を進めていくのか、コミュニティが希薄化していること、自治組織への加入率も低下していることなどから、ふじみ野市の将来的な子どもたちの地域コミュニティに繋げていくような事業展開も必要ではないか、というところをどのようにまとめていかなければならないのかという考え方で

す。今回の骨子案につきましては、具体的に現在行っている事業をどのようにしていくのか、ということについて今回までには整理ができておりませんので、次回以降しっかりと整理していかないと考えております。28ページから最後のページになりますが、28ページについては、新しい文化施設については社会教育施設も兼ね備えたコミュニティ施設でもあるという形になります。通常のコミュニティ施設ですと年末年始しか休みがなく、今の公民館・図書館ですと週に1回または2週に1回という休みがありますが、新しい文化施設では休みをどのように取り扱うべきかという観点も必要と考えております。29ページの運営組織の方針ですが、直営で進めるべきか、足りない部分を指定管理、地域の人材資源を利用して進めるべきではないか、そこには大学生や企業の活用も同様ということになろうかと思えます。

30ページにつきましては、運営主体ということで、こちら東地域・西地域双方の文化施設という概念もあろうかと思えます。リニューアルされる東西地域の文化施設と上福岡図書館・上福岡西公民館との連携も必要ではないかというところで、複合的に最終的には来年の2月に、今現在31ページで終わっていますが、この3倍くらいの教科書という形になろうかと思えますので、この100ページ程度の管理運営計画ができ上がったときに、これを見れば誰もがこの施設の中でどのように事業展開が図られるかがわかるよう、教育委員会の委員の皆様方と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○報告事項

教育長

それでは報告を続けてまいります。次に、「文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会議及び文化財保護審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）」を社会教育課長より報告をお願いします。

社会教育課長

それでは 報告事項6 について御説明いたします。お配りしておりますA4横の「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)に対する審議会・協議会の意見及び教育委員会の考え方」を御覧ください。

こちらにつきましては、報告事項6が終わりましたら、7～9につきましては、各主幹から所管している審議会・協議会の意見をどのように反映させたかの報告をいたします。

まずは「社会教育委員会議」ですが、9月5日に開催いたしました。委員さんからは3点ほど御意見がございました。1つ目は公民館の基本方針部分について、ここで位置付けている基本方針は非常に大事と考えるので守ってもらいたいということ。2つ目は複合施設ということで、今までできなかったことが可能になる楽しい施設であるということ。3つ目は、公民館事業を通して、公民館の役割をきちんと市民にコーディネートできる専門職の配置をお願いしたいということでした。修正については特に行なっておりませんが、今後の方向性につきましては、すでに明記されているものもございしますが、今後本編において検討をしていきたいと考えております。

次に文化財保護審議会ですが、郵送により意見収集を行い、2つの御意見をいただきました。

1つ目は表記、表現についての御意見です。こちらにつきましては、御指摘どおり表記を「大井郷土資料館」から「資料館」へ修正し、資料館の事業であることを明確にしました。また、位置付けにおきましても、図書館事業（西地区）から社会教育・生涯学習推進事業へ変更しました。

2つ目ですが、専門職員の人員確保についてです。こちらにつきましては、引き続き専門性を有した人材の配置に考慮するといった方向性としております。報告事項6につきましては以上でございます。

#### ○報告事項

教育長

次に、「文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）」を大井図書館長より報告をお願いします。

大井図書館長

それでは図書館協議会の会議内容について報告をいたします。図書館協議会は令和元年8月28日午前10時から開催し、骨子案について協議しました。そのときの御意見を御報告します。

2ページ目に図書館協議会の委員の御意見があります。

まず項目6の「図書館が他の施設と相互に連携すればもっと事業展開できるのではないか」という御意見については、本編で検討したいと思います。

項目7の「本図書館協議会だけではなく、他の協議会と計画について話し合う機会があっても良いと思う」という御意見は骨子案そのものではなく、協議の方法について提案されたもので、公民館運営審議会・資料館運営協議会との情報交換について今後検討したいと考えています。

項目8の「ボランティアや関係者とのつながり、信頼関係を大切に継続する必要がある」という御意見、図書館ではボランティアが大きな力になっていますので本編でよく検討したいと思います。

項目9の「複合施設に生まれ変わるということで、図書館・資料館・公民館は事業を整理する必要があると思う。講座の重複や映画会・祭りなどを見直せばスリム化できると思う」という御意見については、それぞれの事業内容を精査するというので本編でもよく確認して検討したいと思います。

項目10「大井図書館と上福岡図書館の管理運営は一括でやってほしい」という御意見、上福岡図書館との運営上のことは触れていませんが、これも課題として本編で検討したいと思います。

項目11「教育機関との連携、例えば中学校に配置している学校図書利用促進員への研修によりノウハウを教えることは考えられないか。学校が始まる前に研修を行うなど人材育成を図るというのはいかがか」という御意見は、学校と文化施設で行う事業の関係について触れているものですので、本編でよく検討したいと思います。

項目12「語句の確認が必要な箇所がある」という御指摘があり、「サードスペース」を「サードプレイス」として修正しました。

その他に項目13「大井図書館が新施設と複合になった後の大井郷土資料館はどうなるのか」という御指摘がありましたが、これは参考として挙げさせていただきました。

#### ○報告事項

教育長

次に、「文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画（骨子案）について）」を大井中央公民館長

大井中央公民館長

より報告をお願いします。

続きまして、文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について(文化施設管理運営計画(骨子案)について)について御報告いたします。

御報告に入る前に、先ほど文化・スポーツ振興課長より御説明のありました「ふじみ野市文化施設管理運営計画(骨子案)」について、公民館事業に係る表記の補足説明をさせていただきます。お手元の資料7ページ及び10ページにつきまして、平成30年度まで大井中央公民館、上福岡公民館にてそれぞれ行ってまいりました高齢者大学に代わり、新たに本年度より3館合同の事業として「昭和100年大学」を開校いたしました。ふじみ野市全体の公民館事業として新たに上福岡西公民館も加わった事業展開を図っており、本計画の策定にあたっては関連記事に※書きで特記しておりますので、お含み置きくださいますようお願いいたします。

それでは、公民館運営審議会の会議内容について御報告いたします。本件については、8月20日に開催されました審議会にて、委員の皆様より御意見をいただきました。項目14から項目20が該当項目となります。こちら順に読み上げます。

項目14「管理運営について「民間の能力の活用」と記載されているが、民間のノウハウを参考に市が運営するのか、民間に委託するのか分かりにくい表記だと思う」

項目15「専門職の配置については、行政全体で検討してほしい」

項目16「民間のカフェやフリースペースなど、人々の交流が図れる場所があるとよい」

項目17「公運審の建議を踏まえた計画が現実に反映されるよう努めてほしい」

項目18「指定管理者制度について、制度を導入している上福岡図書館は使いやすくなったと感じている。制度を活用することで手が足りる分、市の職員を専門職として手厚く配置することができるのでは」

項目19「指定管理者制度を導入しているフクトピアは、職員の異動がなく年々使い良くなっている」

項目20「複合施設でも、公民館と図書館の開館時間は異なってもよい

と思う」

以上の御意見をいただきましたが、骨子案への修正は特にございませんでした。しかしながら、各々の御意見を踏まえた施設運営方針を検討し、本編に反映させる必要があると考えます。報告は以上となります。

### ○報告事項

教育長

次に、「文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画（骨子案）について）」を歴史民俗資料館長より、報告をお願いします。

上福岡歴史民俗資料館長

それでは報告事項9「文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について」報告をさせていただきます。

会議は令和元年8月30日（金）に開催しました。

資料館運営協議会委員からの意見を骨子案へ反映させた内容が一覧表の項目21から項目32になります。このうち項目21から項目24が資料館に関する意見となります。

項目21は基本方針と内容についてので了承ですので事業方針を踏まえて事業を進めます。

項目22「II-2. これまでの取組、II-3 現在の課題に資料館の項目がない。1行でもいいので記入をお願いしたい」という御意見は、資料館の項目がないことへの要望でしたので、「2. これまでの取組」については14頁に「（4）資料館（教育普及事業）」の項目を新たに立て、市民との協働による企画運営や資料館以外の場所での企画が必要である旨の記述をいたしました。また、「3. 現在の課題」については、18頁へ「（4）資料館」の項目を新たに立て、市民と協働で調査・研究や学習会を行い、市民による展示・講座・体験学習などの企画運営を行っていくことや、資料館以外の場所での展示・講座等の必要性を記しました。

項目23では資料館の事業方針「郷土への親しみを感じる館内展示」は「親しみ」ではなく「誇り」「愛着」といった言葉を入れてほしいとの御意見に対しましては、22頁（2）郷土学習事業（資料館）の基本方針を「郷土の歴史文化への愛着と誇りを感じる展示」へ修正しました。

項目24は「新しい文化施設は市民が発信する場であってほしいので、

	<p>「教えたい」といった言葉もキーワードに入れてほしい」との御意見ですが、（骨子案）では19頁、「Ⅲ 新たな文化施設の管理運営について」</p> <p>「1. 事基本的な考え方」に、文化施設の求める機能として「発信する」「育む」「育てる」「継承する」と明記されており、市民が学習の成果を「発信」したり、「育む」「育てる」「継承する」といった理念そのものに「教える」「教えたい」要素が含まれておりますので、今後、本編において、「Ⅳ自主事業方針」の中で記述を深めていきます。</p> <p>以下、項目25から項目32の意見については図書館、ホールなどへの意見ですが、一覧表記述のとおりでございます。以上です。</p>
教育長	<p>ただ今の件数番号5番から9番の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>全体をとおしてですが、地教行法第23条第1項第2項第2号のスポーツに関することについては、これは文化・スポーツ振興課が学校における体育に関するものを除き、進めておりますので住み分けがはっきりしています。その次の文化に関することについても文化・スポーツ振興課において強力に進めていただけるとは思います。括弧書きの文化財の保護に関するものを除くとあります。この辺りのところは、教育委員会の担当はどのようなになっていますか。</p>
教育長	<p>文化財の保護に関することについては、当然のことながら、「除く」です。ですから教育委員会が所管するというところでございます。今の説明は資料館の新たな西文化施設の中での資料館の在り方等を示したもので、文化財の保護に関してまでは直接言及していないかと思いますが。</p>
丸山委員	<p>そうしますと、市民がこれを見たときに、文化に関することを市長部局で進めていきますが、文化財の保護に関することについては、教育委員会で進めていくということがはっきりわかった方がよいのではないかと個人的な思いです。</p>
教育長	<p>様々な場面で、文化財保護についてはこれまでと同様、法に基づいて教育委員会が行っていくということを明確にしながら、進めてまいりたいと思います。</p>
丸山委員	<p>他に質問はありますか。</p> <p>30ページの運営主体ですが、図書館については指定管理者制度による</p>

	<p>運営予定、西地区文化施設及び東地区文化施設のホールについては市長部局において指定管理者による運営が望ましいとあり、ホール以外の部門についての運営主体について、従来までの教育委員会による運営が良いのか、維持管理を所管する市長部局において、文化施設として総合的に運営するのが良いかとありますが、これはまだ審議の途中ではっきりしていないということですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>まだ、決まっていないということです。これからさらに深めていくこととなります。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>であるならば、折角100億円以上のお金をかけて、ふじみ野市の華とか文化施設を創っていくということであるならば、教育委員会による運営となるのか、市長部局による運営となるのかわかりませんが、将来も含めて他市町村からふじみ野市っていいよねと言われるような、インパクトがある施設にしていきたい。</p> <p>もう1点、質問ですが、DBO方式でお金の方は市で負担するというところで、設計・建設・運営については、委託するという理解でよろしいですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>これは、文化・スポーツ振興課長お願いします。</p>
<p>文化・スポーツ振興課長</p>	<p>なの花学校給食センター建設の際は、PFI方式の事業で、民間資金を活用して、後で市が買い取った形になりますが、同様の形で行きますと施主は市長ではなく民間事業者が施主となります。今回は、1から100まで市が責任を持って進めることとしています。</p> <p>資金的には合併特例債は厳しいのですが、財源的な担保がしっかりできておりますので、民間資金より国の起債を利用した方が有利であることから、この方式を選択したものです。</p> <p>先ほどの管理運営の関係につきましては、丸山委員もおっしゃいましたが、建物はこの施設にも負けない自信がありますが、その中身についてもどこにも負けないということで、やはり100億をかける大規模なプロジェクトですから、その資金を無駄にしないように今までとは違った観点も含めてしっかりと管理運営をおこなってまいりたいと考えますので、よろしくお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>DBO方式で運営といったことを考えますと、一般的には指定管理者を</p>

教育長	<p>含めて民間となっています。その辺りのところを十分に検討いただいて、どこにも負けないという自信を持った管理運営を是非お願いします。</p> <p>他にいかがでしょうか。それでは、御異議がないようでしたら報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>ここで、文化スポーツ振興課長は退席となります。ご苦勞様でした。</p> <p>次に、件数番号6番「文化振興審議会に報告すべき社会教育委員会議及び文化財保護審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）」報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>次に、件数番号7番「文化振興審議会に報告すべき図書館協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画(骨子案)について）」報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>次に、件数番号8番「文化振興審議会に報告すべき公民館運営審議会の会議内容について（文化施設管理運営計画（骨子案）について）」報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p> <p>次に、件数番号9番「文化振興審議会に報告すべき資料館運営協議会の会議内容について（文化施設管理運営計画（骨子案）について）」報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、件数番号5番から件数番号9番の報告事項については、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
教育長	<p><b>○第32号議案</b></p> <p>続きまして、議案の審議に移ります。第32号議案「令和2年度当初ふ</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>じみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」を議題といたします。本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>第32号議案「令和2年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて」御説明いたします。</p> <p>県費負担教職員の当初人事異動については、県の方針に沿って進めることとなります。県の方針並びに細部事項は、昨年と同様の内容となっております。</p> <p>「令和2年度当初教職員人事異動方針」を御覧ください。変更点といたしましては、今年度から（7）障がいのある教職員の雇用についてが新たに追加となりました。これは県で障がいのある教職員の雇用について目標を定めたことにより、追加となったものです。</p> <p>「令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を御覧ください。こちらの変更点も（18）障がいのある教職員の異動が、新たに追加されております。</p> <p>説明は以上となりますが、本日、議決をいただきましたら、9月26日に開催する臨時校長会にて、市内小中学校長に対し人事異動方針等について説明する予定となっております。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、御意見等もお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>「令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」の2の（2）「教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。」とあります。大変だと思いますがよろしく願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>他に御意見等はいかがでしょう。</p>
<p>各委員</p>	<p>（意見なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>第32号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第32号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○第33号議案
学校給食課長	次に、「学校給食費の改定の諮問について」を議題といたします。本議案の説明を学校給食課長よりお願いします。
	学校給食費の改定の諮問について御説明申し上げます。
	お手元の資料「学校給食費の改定の諮問について」の2ページ目を御覧ください。
	学校給食費は、食材の材料費のみ保護者の方に負担していただき、その他の光熱水費や施設の設備費、修繕費、人件費は市が負担しています。
	また、現在の給食費は、小学校が月額4,100円、中学校が月額4,850円、令和元年度の一食単価は、小学校が239円、中学校が288円となっています。
	現在の月額は、平成28年度の2学期開始日が早まったことにより、提供回数の増加を理由に値上げをいたしました。
	このときから3年が経過した今、主食や牛乳、副食の給食用食材の価格が値上がり、食材によって値上がり幅は異なりますが、給食全体でみると毎年1.7%上昇しています。
	また、平成30年8月に学校給食摂取基準が改定され、改正後の摂取基準を維持できるよう質を改善する必要性が生じています。
	これまで、現在の給食費で対応するため、献立内容や使用食材の変更、調理方法の見直しなど、様々な工夫を凝らして対応してきたところですが、安全な食材を使用した良質な給食を継続することが大変難しい状況となっています。
	そこで、給食費の改定に関してふじみ野市学校給食センター設置条例第7条により設置されている「ふじみ野市学校給食センター運営審議会」に諮問したいので、ふじみ野市教育委員会教育長に対する委任規則第3条の規定により、この案を提出するものです。
	御審議のほどよろしくお願いします。
教育長	今、学校給食課長から説明がありましたが、この案件について、各委員

<p>茂井委員</p>	<p>の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p> <p>給食費の値上げに関して、消費税率がアップされることとの関係はあるのでしょうか。</p>
<p>学校給食課長</p> <p>教育長</p>	<p>学校給食用の食材は、8%の軽減税率の適用となります。</p> <p>消費税にかかわらず、食材の値上がりにより毎年1.7%食材費が上がっている状況で、学校給食費の見直しを図らなければならないということです。</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第33号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p>
<p>教育長</p>	<p>次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市一般会計補正予算（第4号）について）」を教育総務課長より報告をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは専決処理しました一般会計補正予算第4号について御説明いたします。</p> <p>第3回市議会定例会に補正予算を提出する必要があったため、事務委任規則第2条第3項の規定により専決処理し、同条第4項の規定により御報告いたします。</p> <p>報告文書の2枚目、1ページ歳出を御覧ください。</p> <p>まず、大井中学校防球ネット改修工事4,473万円4千円の増額です。</p> <p>この工事は、平成30年度途中に市道第5-85号線（現在はE-177号線）の拡幅工事を令和元年度から始める予定となったことから、工事費総額5,745万円を見込み、平成30年度補正5号で不足額5,508万円を措置し繰越明許費を設定した上で、令和元年度に実施することとしていました。本年度に入り、道路課に執行委任を行い、工事を行うための設計を業務委託にて行ったところ、予算時の積算がかなり甘く、予算額の2倍を超える工事費が必要であることがわかりました。</p> <p>そこで、次のとおり工事の設計を変更することとしました。</p>

- ① 公道側は交通量も多く、ボールが出て車に当たった場合には大きな事故につながることから、防球ネットの高さを12mから15mに引き上げる。
- ② 民地側の防球ネットは、高さ15mとする範囲を約9mとする。
- ③ 天蓋ネットは高額であることから取り止める。

以上のように、設計を変更してもなお工事費の増額が必要なことから、工事費の増額補正を計上しました。

次に、上福岡図書館の吸収式冷温水機水室修繕197万1千円の増額です。

今回の補正の予算では、冷暖房用の熱源発生器である吸収式冷温水機のガスケットからの漏水を修繕する費用を計上しました。ガスケットは、配管の継ぎ手などへ挟み込んで圧縮し、その隙間を塞ぐと同時に、流体の漏れ又は外部からの異物の進入を防止する固定用シール材のことです。

概ね3年ごとの化学洗浄修繕を実施しようとしたところ、熱源発生機器の後部水室凝縮器・蒸発器・吸収器の部分のガスケットからの漏水を確認しました。化学洗浄修繕をそのまま続行すると、劣化したガスケットが更に腐食し損傷、漏水の拡大に至る恐れがあるため、ガスケット交換費用を計上しました。

次に、学校給食費管理システムの就学援助システム連携改修作業63万円の増額です。

これまでは、紙ベースの就学援助対象者情報を学校給食費管理システムへ手入力していましたが、年度当初は膨大な事務量になっていたことから、データ連携をするための費用を計上したものです。

次に、報告文書を1枚おめくりいただき、2ページ継続費補正を御覧ください。

継続費を設定した西小学校校舎大規模改造事業の変更で、令和2年度と令和3年度の年割額を入れ替えるものです。

当初は、令和2年度に東校舎、令和3年度に西校舎の工事を施工する予定でしたが、入れ替えて西校舎の工事を先行させることで、北校舎1階に入居する放課後児童クラブの移転回数を2回から1回に削減できることから、年割額を入れ替えることにしたものです。なお、工事費の総額に変更

教育長	<p>はありません。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p><b>○報告事項</b></p>
教育長	<p>次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立西小学校大規模改造工事について）」を教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>専決処理しましたふじみ野市立西小学校校舎大規模改造工事について説明します。</p> <p>第76号議案を御覧ください。</p> <p>これは、市議会に提出した議案です。</p> <p>一般競争入札により、株式会社中原工業と株式会社友伸建設から成る共同企業体を契約の相手方と決定しました。</p> <p>8月9日に仮契約し、8月30日に市議会に議案を提出し、9月26日に本会議において採決が行われる予定です。可決されれば本契約となりました。</p> <p>次のページ「入札（開札）調書」を御覧ください。</p> <p>入札参加者は2つの共同企業体で、入札額はいずれも8億2千665万円でした。同額の場合はくじ引きで決定することとなっており、くじ引きの結果、中原工業・友伸建設JVが落札しました。</p> <p>ここで、なぜ2社の入札金額が同額となったかについて説明します。</p> <p>入札に当たり、発注者である市が算出した設計金額を事前に公表しています。事前公表する理由は、公表しない場合、業者が市の職員から設計金額を聞き出そうとして様々な接触を図り、贈収賄等の犯罪につながるおそれがあるためです。</p> <p>この事前公表した設計金額をベースにして最低制限価格を設定します。</p>

具体的には、設計金額を直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分解して、それぞれの97%、90%、90%、55%の額を合計したものを最低制限価格とします。

ただし、その額が設計金額の90%を超える場合は、設計金額の90%を最低制限価格とします。

昨今、直接工事費が上昇しているため、設計金額の90%が最低制限価格となるケースが多く、今回もそのようになっております。

事前公表した設計金額の90%が最低制限価格となるであろうという見込みが立ってしまうこともあり、全社同額での入札となり、くじ引きとなりました。

次のページ、「会社（契約の相手方）概要」を御覧ください。

中原工業と友伸建設は、本市に本社を置く企業です。資本金等は、記載のとおりです。

1枚めくっていただき、「契約の概要」と書かれたページを御覧ください。

契約金額は税込9億931万5千円です。

今年度はキュービクルの改修、来年度は西校舎、来年度は東校舎を工事します。

工事対象床面積及び主な工事内容は、記載のとおりです。

この中で、「アスベスト除去」とあるのは、西校舎及び東校舎の外壁の塗料に含まれるアスベストを除去するものです。

水を掛けながら剥離していき、それらを吸い取ることによりアスベストが飛散しないようにします。

次のページは、校舎の配置です。

学校の校舎を整備すること及び議会の議決を経るべき議案を決定することは、教育委員会の職務権限ですが、冒頭に申し上げましたとおり今週の木曜日に閉会予定の9月議会に提出して議決していただく必要があったため、専決処理し、本日報告するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

教育長

<p>各委員 教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、冒頭でお諮りしたとおり件数番号10「ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について」及び件数番号11「ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」を一括審議とします。</p> <p>それでは大井中央公民館長より報告をお願いします。</p>
<p>大井中央公民館長</p>	<p>ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例について、改正概要の御報告をいたします。本件につきましては、来月10月の教育委員会議への上程を予定し、現在準備を進めているものです。</p> <p>改正概要につきまして、お手元の資料を御覧ください。</p> <p>条例改正の目的でございますが、施設利用のほとんどが無料や減免となる従来の制度を見直し、本来の受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性等を図ることを目的としております。</p> <p>この目的につきましては、次の2の現行条例における使用料規定の現状につきまして、現在利用されている利用団体（者）の約96%が減免対象となっている状況です。この減免の根拠につきましては、公民館条例第9条及び第10条また公民館条例施行規則第19条がその根拠となっております。</p> <p>参考といたしまして、平成30年度の施設使用料としての実際の収入額は、1,153,100円ございました。これは本来収入すべき施設使用料12,445,650円のうちの約9.3%の収入となっております。このことから、改めて先ほどの目的で申し上げましたとおり、条例の改正を必要とすることが妥当であると考え、現在進めているものでございます。</p> <p>次に条例改正の内容ですが、大きく分けて7項目あります。</p> <p>① 公民館施設使用料の減免廃止、これは原則とするものです。</p> <p>② 若年層の利用拡大及び障がい者の生涯学習推進を図るため、障がい者及び満16歳未満の者は使用料半額を規定したいと考えます。</p>

- ③ 公用で使用する場合は使用料免除を規定したいと考えます。
- ④ 使用料金の改定ですが、現行の料金に3館の差があることから、利用者に過度な負担とならないよう、3館の平準化を図る見直しを図りたいと考えます。
- ⑤ 使用区分の改定ですが、現行の3区分制（午前・午後・夜間）から、現状に即した1時間単位の貸し出しへ変更したいと考えます。
- ⑥ 公民館分館協力金の見直しですが、条例に規定がないため、使用料として条例に規定し、18館ある分館の利用料金の平準化を図った改定を行いたいと考えます。
- ⑦ 地域コミュニティ活動の活性化を推進するため、自治組織が大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室を使用する場合は使用料無料と規定したいと考えます。

4の条例改正に向けての今までと今後の動きでございますが、今年度、使用料の減免の廃止・見直しに当たり、令和元年6月から順次、公民館運営審議会・公民館利用団体連絡会役員・公民館利用者懇談会役員へ概要の説明を行いました。また、公民館利用者団体の方々にも公民館の使用料減免の廃止や受益者負担についての説明を行いました。令和元年9月、本日は、条例改正概要を教育委員会にて報告しております。令和元年10月条例改正案を教育委員会議に上程、議決後、令和元年12月条例改正案を市議会に上程したいと考えております。

市議会で議決をいただいた後、令和2年4月から条例を施行する予定としております。令和2年4月からの予約分となりますので、3か月先の7月使用分からの適用となります。また、ホールについては、6か月先の予約となりますので、10月使用分からの適用となります。以上となります。

教育長

条例改正に向けての動きの中で、公運審の諮問・答申はどのようになっていますか。

大井中央公民館長

公運審の諮問・答申につきましては、前回の教育委員会会議でも御報告させていただいたとおり、7月の公民館運営審議会において諮問させていただきまして、8月の公民館運営審議会において答申を頂戴したところでございます。

教育長

そうすると、本来は条例改正に向けての動きの中で、一番重要な部分で

	ここに表記しなければならないと思いますが。
大井中央公民館長	失礼しました。
教育長	後ほど、今の部分を表記したものを皆さんにお配りしてください。
大井中央公民館長	はい。お配りします。
教育長	それでは続けてください。
大井中央公民館長	続きまして、資料裏面に記載してございます、ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて、改正概要の御報告をいたします。
	本件の内容につきましては、条例の改正部分に合わせて、施行規則の改正を行うものです。本年12月の市議会定例会にて、公民館条例の一部を改正する条例が議決されました後、令和2年1月の教育委員会議へ施行規則の改正（案）を上程させていただき、議決後、条例同様令和2年4月の施行を予定しています。報告は以上となります。
教育長	これについては、報告のみにとどめておきたいと思います。審議については、次回の10月の定例教育委員会議において行います。
	まず、これに向けて御質問いかがでしょうか。あるいは御意見でも結構でございます。
富田教育長職務代理者	資料の3条例改正内容の⑥公民館分館の協力金の見直しということで、今までは、各分館によって利用料金に差があったというのは何か理由があったのでしょうか。
大井中央公民館長	この差については、理由はございません。分館に協力金ができるときに、それまで貸し出しのあった実績から、その時のままの料金が踏襲されて、協力金として今まで運用してきたものです。
富田教育長職務代理者	そのあたりについて、8月の公運審で委員の皆さんは平準化について、納得をされているのでしょうか。
大井中央公民館長	そのとおりでございます。
丸山委員	意見です。良かったなと思うのは、3条例改正内容の⑦地域コミュニティ活動の活性化を推進するため、自治組織が大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室を使用する場合は使用料無料ということですので、是非、よろしくをお願いします。
教育長	他にいかがでしょうか。
	それでは御意見等ないようですので、次回の定例教育委員会会議でお諮

<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p>	<p>りしたいと思います。また御意見等がありましたら、その際にもお受けしたいと思います。</p> <p><b>○報告事項</b></p> <p>次に、「令和元年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」を教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>令和元年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について御報告いたします。</p> <p>市議会定例会は8月30日に開会し、9月26日に閉会する予定です。</p> <p>一般質問は3日間にわたって行われ、16人の議員が大きな項目で59項目質問しました。</p> <p>この中で教育に関する一般質問は、10人の議員から大きな項目で14項目でした。前回の6月議会では大きな項目で23項目でしたので、前回の約6割に減少しました。</p> <p>質問内容を見ますと、教育総務課の所掌に関する質問としては、学校体育館の環境整備に関する質問、小中学校プールのあり方に関する御質問をいただきました。</p> <p>学校教育課の所掌に関する質問としては、全国学力テストに関する御質問、新学習指導要領に関する御質問、教職員の長時間労働の是正を図る対策に関する御質問、小・中学生の重いかばんを軽くすることに関する御質問、ふるさと納税で小中学校の音楽活動を応援することに関する御質問、中学生による防災ジュニアリーダーの育成に関する御質問、地域協働学校に関する御質問をいただきました。</p> <p>社会教育課の所掌に関する質問としては、マイナンバーカードの図書館利用との連携に関する御質問、読書環境の充実と魅力ある図書館の整備に関する御質問、公民館使用料の減免制度の継続に関する御質問、上福岡歴史民俗資料館の事業充実に関する御質問、大井図書館の民営化に関する御質問をいただきました。</p> <p>それぞれの質問の内容及びそれに対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりです。一般質問の概要に関する御報告は以上です。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお</p>
-------------------------------------	---

<p>各委員 教育長</p>	<p>願います。</p> <p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告事項</b></p> <p>次に先ほど追加の報告事項として御承認いただいた「ふじみ野市立図書館会議室等の有料化について」を大井図書館長より報告をお願いします。</p>
<p>大井図書館長</p>	<p>「ふじみ野市立図書館の会議室等の有料化について」御報告いたします。</p> <p>最初に「1 目的と内容」についてですが、</p> <p>① 現在、無料で貸し出している上福岡図書館と大井図書館の会議室等の使用料を設けて有料化し、受益者負担の明確化と利用者間の公平性と公正性を図ることを目的としています。</p> <p>② 料金については検討中ですが、令和2年7月1日からの有料化実施を予定しています。</p> <p>③ 施設の使用料や会議室等の稼働率などを参考に料金設定する予定です。</p> <p>④ 減免制度は設けませんが、公用・関連事業等については無料、障がい者及び16歳未満の者については半額とする使用料設定を検討しています。</p> <p>2の会議室等の状況についてですが、上福岡図書館には、2階視聴覚ホール・集会室1・集会室2と1階の展示スペースがあります。</p> <p>大井図書館には2階に会議室・研修室があります。</p> <p>3の条例・規則改正については次の内容・スケジュールを予定しています。</p> <p>まず、現在は会議室等の使用料に関する例規上の規定はないため、条例・規則改正により使用料を明文化します。</p> <p>上福岡図書館では、すでに公共施設予約システムにより会議室等の一般貸出を行っています。大井図書館でも、一般貸出しを実施して市民が広く利用できるように例規を整備します。</p>

	<p>条例・規則改正のスケジュールについては次のとおり予定しています。</p> <p>① 令和元年10月に条例改正案を教育委員会会議に上程、議決を得ます。</p> <p>② 令和元年12月に条例改正案を市議会に上程、議決を得ます。</p> <p>③ 条例に伴う規則については、令和2年1月に教育委員会会議に改正案を提出して議決を得る予定です。</p> <p>④ 令和2年4月から条例及び規則を施行しますが、大井図書館の指定管理導入と予約・抽選に3か月を要することから、7月から有料化する予定です。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、具体的に公用となるものについては、無料とするということですが、      けれども、図書館には図書館友の会、読み聞かせの会等があると思いますが、      この会の方々が図書館の会議室を利用する場合にはどのような取扱いになる      のですか。</p>
<p>大井図書館長</p>	<p>図書館友の会、読み聞かせの会等のボランティア団体については、図書館      の活動をサポートしていただいておりますので、基本的に公用の扱いと      して無料とすることを考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお      願いします。</p> <p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでし      ょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。この件につきましても      次回の定例教育委員会会議で、御審議をいただくこととなりますので、よ      ろしくお願いします。</p> <p>以上で、提出議案、報告事項の審議を終了いたします。</p> <p>それでは各課から報告すべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(社会教育課長・学校給食課長・主幹兼上福岡歴史民俗資料館長、主幹      兼大井図書館長から報告)</p>
<p>教育長</p>	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の教育委員会会議についてです。</p>

<p>各委員 教育長</p> <p>教育長</p> <p>(19時55分)</p>	<p>今回は、令和元年第10回定例教育委員会会議を令和元年10月23日(水)午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数は5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p><b>○閉会の宣言</b></p> <p>以上で令和元年第9回定例教育委員会会議を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---	---